

ギガにらい光サービス利用規約

沖縄ケーブルネットワーク株式会社

(規約の適用)

第1条 沖縄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、ギガにらい光サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)を定め、にらいインターネット接続サービス接続サービス契約約款と本規約により、本サービスを提供します。

- 本サービスは当社が西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」といいます。)が提供する光コラボレーションモデルを活用し、当社が契約者に対し、光回線と当社サービスを一体的に提供するものです。
- 本サービスの提供条件については、本規約に定めのある場合を除き、NTT西日本の「IP通信網サービス契約約款」、「音声利用IP通信網サービス契約約款」、「端末設備貸出サービスに係る利用規約」、「リモートサポートサービス利用規約」によります。

(規約の変更)

第2条 当社は、事前の通知を行うことなくこの規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約、及び料金表によります。

(サービスの種類)

第3条 本サービスの対象は、次の通りとします。

ギガにらい光	NTT西日本が定める「IP通信網サービス契約約款」のメニュー5-1及び5-2に係るもの。 FTTHサービスにより、契約者回線に係る終端への伝送方向については最大1Gbpsまで、他の伝送方向については最大1GbpsまでのFTTH接続機能をご利用いただけるサービス
ひかり電話	NTT西日本が定める「音声利用IP通信網サービス契約約款」の第2種サービスのメニュー1-1及び1-2、2、3に係るもの。 主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます)を使用する当社のIP電話サービス
リモートサポート	NTT西日本が定める「リモートサポートサービス利用規約」に係るもの。 遠隔操作を可能とする機能を有したソフトウェアがインストールされた本サービス契約者のPC等を、本サービス契約者の要請に基づき、オペレータが遠隔操作して課題解決するサービス

※「ひかり電話」サービスは、西日本電信電話株式会社が権利を有する登録商標又は商標であり、当社が許諾を得て使用するものです。

- 本サービスは、NTT西日本の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分があります。
- 本サービスはベストエフォートサービスです。
- 本サービスはNTT西日本または当社の設備およびサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

(サービス提供区域)

第4条 本サービスはNTT西日本のIP通信網サービス契約約款第6条によって定められた提供区域のうち、沖縄県本島内の区域に提供します。

- 前項の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

(契約の単位)

第5条 当社は、契約者回線1回線毎に1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

(契約の期間)

第6条 本サービスの最低利用期間は、2年間(24ヶ月間)とします。

- サービス開始月を1ヶ月目と起算し24ヶ月目の末日までに解約した場合、解約事務手数料を請求します。

(契約の種別)

第7条 本サービスはNTT西日本の提供する光コラボレーションモデルを活用した「IP通信網サービス」、「音声利用IP通信網サービス」、「端末設備貸出サービス」、「リモートサポートサービス」を提供します。

(契約者回線の終端)

第8条 本サービスの終端は、NTT西日本がIP通信網サービス契約約款第9条で定める条件を終端とします。

(契約申込の方法)

第9条 本サービスを申込み(本規約第10条の方法も含む)ときは、次の事項について当社指定の様式にて提出していただきます。

- 本規約第3条のサービス種類
 - 契約者の氏名
 - 契約者の性別
 - 契約者の生年月日
 - 契約者の連絡先
 - 本サービスの回線の終端の場所
 - 料金の支払い方法
 - その他当社が指定する事項
- 申込者のうち転用により本サービス契約の申込みをする転用資格保有者は、当社所定の方法により、前項各号に定める事項に加えて、次の各号に定める事項(以下前項各号の事項と併せて「申告情報」といいます。)を当社に申告する必要があります。
 - 転用承諾番号
 - NTT西日本の提供する光回線サービスにおける回線契約者名

- 前項の申込者は第1項所定の申込みを行うにあたり、転用後に利用することを希望するサービスのタイプ(NTT西日本の提供する光回線サービスのタイプに相当するタイプがあります。)を以下の各号のいずれかから選択することができます。

- 転用前に利用していたNTT西日本の提供する光回線サービスのタイプ
 - 当社の指定するタイプその際、申込者は第1項所定の申込みを行うにあたり、いずれを選択するか当社に申告する必要があります。
- 本サービスの申込みに際し、契約者本人(契約者が法人である場合も含みます。)である公的な証明となる書類(当社が許諾した場合は、書類の写しも可)の提出を求める場合があります。
 - 本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの(以下「代行者」といいます。)が代行して申込み場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

(転用)

第10条 NTT西日本のIP通信網サービスのうち、NTT西日本が定める種類の回線は、本サービスに移行すること(以下、転用といいます。)ができます。

- 当社で転用が完了した場合、転用前のNTT西日本のIP通信網サービスに復旧する事はできません。
- 本サービスからNTT西日本を含む他の事業者のサービスに転用することはできません。
- NTT西日本のIP通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社指定の様式にて当社の定める事項を提出していただきます。
- 転用に際し、IP通信網サービス契約者(IP通信網サービス契約者より委任された者も含みます)はNTT西日本が指定する方法で、NTT西日本に転用承諾を得るものとします。
- 転用承諾手続きについて、IP通信網サービス契約者と委任された者の間の争議について、当社は一切の責任を負いません。

(契約申込の承諾)

第11条 当社は本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従ってNTT西日本に回線の開通や転用の諾否を照会し、NTT西日本が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。

- 当社が契約申込みを承諾したときを以って、契約締結とします。
- NTT西日本が回線の開通や転用を承諾しなかった場合、または当社が申込みを承諾しなかった場合、またその両方において、当社は一切の責任を負いません。
- 当社は本条第1項の定めにかかわらず、次の場合には本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - 本サービスの契約者と利用者が同一のものにならないとき
 - 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき
 - 過去に不正利用や料金未払いがあるとき
 - その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき

(利用者情報の提供)

第12条 本サービス契約者の情報について、当社はNTT西日本に通知し、NTT西日本はそれらを記録・保管します。

- 契約者の氏名
- 回線の設置場所住所
- 書類等の送付先住所

(契約者回線等番号)

第13条 契約者回線等番号は、NTT西日本のIP通信網サービス契約約款第15条第1項、第2項の定めるところにより、1の契約者回線等ごとに割り当てます。

- 契約者回線等番号は、NTT西日本および当社の技術上または業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者回線等番号を変更することができます。
- 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。

(契約内容の変更)

第14条 本サービスの契約者は転居等、回線の終端の場所を異動(以下、移転といいます。)をするにあたり、当社およびNTT西日本が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

(サービス回線の移転)

第15条 サービス契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする本サービス回線の移転を申込みことができます。

(サービスの一時中断)

第16条 本サービス契約者は、本サービス利用の一時中断は請求できません。

(サービス契約の譲渡)

第17条 本サービス契約の譲渡はできません。

(サービス利用権の譲渡)

第18条 本サービスの利用権は譲渡できません。

(相互接続)

第19条 当社は本サービスに対する相互接続を行いません。

(当社が行うサービス契約の解除)

- NTT西日本から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合
- 本サービスの契約者が本規約に反した場合

(サービス契約者が行うサービス契約の解除)

- 第21条 本サービス契約者が当社に対し本サービス契約の解除をする場合は、当社指定の手段にて当社に通知していただきます。
- 本サービス契約者が本サービスで利用しているNTT西日本の設備を用い、他社が提供する光コラボレーションモデルを活用した他社サービスを契約する場合、本サービス契約者は本サービスの契約を解除する必要があります。
- 本サービスの契約解除にあたり発生する費用の一切について、本サービス契約者が負担するものとし、当社は負担しません。

(本サービスの契約解除にかかる責任)

第22条 本規約第20条、第21条の本サービスの契約解除に伴って発生する本サービス契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。

(本サービスの光回線に提供する付加機能)
 第 23 条 当社は別に定める付加機能を提供します。

(利用中止)
 第 24 条 当社は、次の場合に本サービスの利用を中止することがあります。
 (1) 当社の電気通信設備の保守上または工地上やむを得ないとき。
 (2) 本規約第 28 条の定めによるとき。
 (3) その他当社が必要と判断したとき。

(利用停止)
 第 25 条 当社は本サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。
 (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなおお支払わないとき。
 (2) その他当社が必要と判断したとき。

(発信者番号通知)
 第 26 条 本サービスの回線番号は、その接続先に通知します。
 2 本契約者が通知を希望しない場合、当社にその旨の申込みが必要です。

(児童ポルノ画像のブロック)
 第 27 条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の提供する児童ポルノアドレスリストにて特定されたサイトまたはコンテンツに対して、閲覧を制限することがあります。

(通信利用の制限等)
 第 28 条 NTT西日本のIP通信網サービス契約約款第 36 条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れがある場合、優先する通信のために本サービスの通信が中止される場合があります。
 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(料金および工事に関する費用)
 第 29 条 本サービスの料金および工事に関する費用は当社が別に定める通りとします。
 2 本サービスの料金について、日割り料金を適用します。
 3 本サービスの料金について、毎月の利用料金は、翌々月に請求します。
 4 当社の指定する付加サービス利用料について、利用した月の翌々月に請求します。

(解約金)
 第 30 条 本サービスに転用する回線がNTT西日本のIP通信網サービスであり、その回線がNTT西日本で開通した時の初期工事費割引サービスの適用を受けていた場合、本サービスの解約時に別に定める解約金が生じます。

(料金、工事費、解約金等の支払義務)
 第 31 条 契約締結以降、手続きに関する料金、本サービス料金、工事費、解約金等について、本サービス契約者は支払義務を負います。
 2 当社は本サービス契約者が従前契約していたNTT西日本のIP通信網サービスについて、NTT西日本のIP通信網サービス契約約款第 22 条の 2 第 3 項 (1) に示す工事に関する費用の分割支払金の残余期間相当額について本サービス契約者に請求し、本サービス契約者は支払義務を負います。
 3 本サービス契約者は本規約第 24 条の債務と本サービスおよび関連する付加機能の料金について、支払義務を負います。
 4 本サービス契約者は、本サービスの解約、移転等端末変更を行う際はNTT西日本より貸与された端末をNTT西日本へ返却していただく必要があります。未返却によって、NTT西日本より当社に対し端末に関する費用が請求された場合、当社は本サービス契約者に相当額を請求し、本サービス契約者は支払う義務を負います。

(本サービス契約者の維持責任)
 第 32 条 本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するように維持していただきます。

(修理又は復旧の順位)
 第 33 条 修理又は復旧の順位はNTT西日本のIP通信網サービス契約約款第 50 条の定めによります。

(責任の制限)
 第 34 条 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、本条第 2 項に示す算定方法により、本サービス契約者に対し損害を賠償します。
 2 本条第 1 項に示す場合において、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後の、その状態が連続した時間 (24 時間の倍数である部分に限り) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの月額基本料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

附則
 平成 28 年 10 月 1 日 制定・施行

NTT西日本契約約款集
 「IP通信網サービス」
<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/pdf/w08.pdf>
 「音声利用IP通信網サービス」
<https://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/pdf/w11.pdf>
 「端末設備貸出サービス」
<http://www.ntt-west.co.jp/tariff/html/wb11s0052.pdf>
 「リモートサポートサービス」
https://flets-w.com/remote_support/tool/remote_ss_kiyaku.pdf

【参考】本規約で参照するNTT東西のIP通信網サービス契約約款について

本規約	NTT西日本のIP通信網サービス契約約款										
	参照する条項	参照する条文内容									
第 4 条の 1	第 6 条	当社の IP 通信網サービスは、別記 1 に定める提供区域において提供します。									
第 8 条	第 9 条	当社は、IP 通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線 (第 3 条 (用語の定義) の表の 16 欄の規定するものを除きます。) の終端とします。 2 当社は、前項の地点 (その地点が当社の IP 通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。) を定めるときは、IP 通信網契約者と協議します。									
第 13 条の 1	第 15 条の 1、2	契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより 1 の契約者回線等ごとに当社が定めます。 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。									
第 28 条	第 36 条の 1、2、3	当社は、IP 通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等 (当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。 <table border="1" data-bbox="2012 667 2763 1037"> <thead> <tr> <th>機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関警察機関 (海上保安機関を含みます。以下同じとします。) 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記 17 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関 </td> </tr> </tbody> </table> 2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。 3 利用回線型サービスに係る IP 通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、その IP 通信網サービスを利用することができないことがあります。	機関名	気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関警察機関 (海上保安機関を含みます。以下同じとします。) 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記 17 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関							
機関名											
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関警察機関 (海上保安機関を含みます。以下同じとします。) 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記 17 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関											
第 31 条の 2	第 22 条の 2 の 3 の (1)	転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用について、料金表第 2 表第 2 の 1 に規定する分割支払いが完了していない場合は、その分割支払金の残余の期間の債務を転用先の電気通信事業者に引き継ぐものとし、転用後の取扱いについては、当該電気通信事業者が提供する電気通信サービスの契約約款等の定めるところによるものとします。									
第 33 条	第 50 条	当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 36 条 (通信利用の制限等) の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。 <table border="1" data-bbox="2012 1423 2843 1906"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>修理又は復旧する電気通信設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>気象機関との契約に係るもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</td> </tr> <tr> <td>ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの (第 1 順位となるものを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> (注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容 IP 通信網サービス取扱所又はその経路を変更することがあります。	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	気象機関との契約に係るもの	2	水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの (第 1 順位となるものを除きます。)	3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの
順位	修理又は復旧する電気通信設備										
1	気象機関との契約に係るもの										
2	水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの										
	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 17 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの (第 1 順位となるものを除きます。)										
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの										

クレジットカード支払いに関する特約

契約者が、クレジットカードを利用して支払う際の特約事項について、以下の通りと致します。

1. 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するケーブルテレビジョンサービス・にらインターネットサービス・ケーブルスマートテレビ・ケーブルプラス電話サービスに係わる費用・利用料を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。(但し、当社にて利用できるクレジットカードに限ります。)
2. 契約者は、契約者から当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、契約者は、契約者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は、支払うものとします。
3. 加入者は、当社に届出たクレジットカード会社に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡し、当社指定様式で届出るものとします。
4. 契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。
5. 平成 27 年 8 月 1 日より適用致します。